

## 其の五

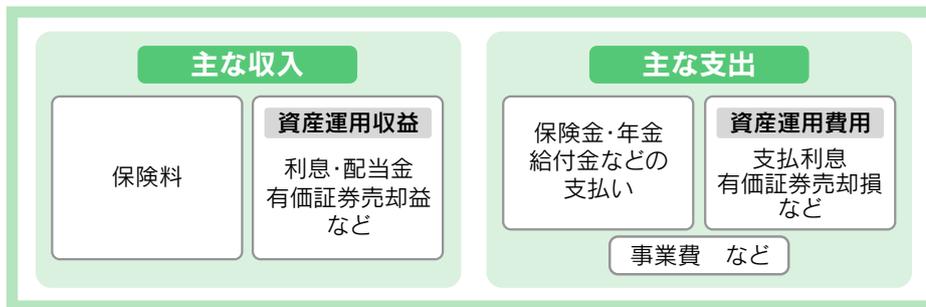
## 生命保険会社の損益の状況を見る

「損益計算書」は事業年度の経営成績を表すものです。この章では、まず、生命保険会社の損益計算の特徴を説明し、さらに、主な項目について、どのように損益を計算しているかを解説していきます。

## 生命保険会社の損益計算の特徴を知る

## 生命保険会社の損益計算

生命保険会社は、ご契約者から払い込まれた保険料を収入し、保険金や給付金・年金を支払い、事業費を支出します。また、保険料などを運用して収益を得ます。



一般事業会社の場合、通常は、先に材料、商品の仕入れ、労働力などの資本投下（費用）がなされ、製品、商品売り上げて資金を回収（収益）します。**損益計算書**は、こうした資金の流れを一定期間に区切り、損益の発生原因を明らかにして、関係者に経営成績を報告するものです。損益の計算を行う場合、原則として、その期間の収益に対し、その収益を得るために要した費用だけをその期間の費用として認識し、差し引いて利益を計算します。これを**費用収益対応の原則**といいます。

ところが、生命保険商品は、10年、20年あるいは終身といった非常に長期の契約期間にわたって、保険料収入や保険金・給付金・年金の支出が生じます。したがって、ある1年間に販売した生命保険商品に関する収支（契約が終了するまでの間の収支）は、事業年度ごとの決算で表すことはできません。生命保険会社は、生命保険商品を販売することで皆さまの死亡、生

存や健康に関する保障についてのリスクを受け入れ管理する事業ですが、生命保険会社の事業年度ごとの決算（損益計算書）は、前述のような一般事業会社の決算と異なり、そのリスク管理の結果、1年間で予測（予定率）と実績の差がどの程度生じたかを表しているものだといえるでしょう。

また、生命保険会社の損益計算書は、一般企業のように営業損益と営業外損益といった区分はなく、保険に係わる損益と資産運用に関する損益およびそれ以外の経費といった区分がなされています。

なお、生命保険会社の損益計算書には、「経常損益（経常収益・経常費用）」と「特別損益（特別利益・特別損失）」、株式会社の場合は「契約者配当準備金繰入額」などが記載されており、各損益の項目については、保険料等収入、責任準備金等繰入額などの生命保険会社固有のものがいくつかあります。

## ■ 損益計算書

科 目		
経常損益	(経常収益)	● 保険料等収入 ● 資産運用収益 など
	(経常費用)	● 保険金等支払金 ● 責任準備金等繰入額 ● 資産運用費用 ● 事業費 など
		経 常 利 益
特別損益		特 別 利 益
		特 別 損 失
当期純剰余（当期純利益）など		

## 通常の事業活動による損益（経常損益）

一般に「経常損益」とは、通常の事業活動で発生した損益のことです。「経常損益」の中には、「**経常収益**」、「**経常費用**」、収益から費用を差し引いた「**経常利益**」が表示されています。

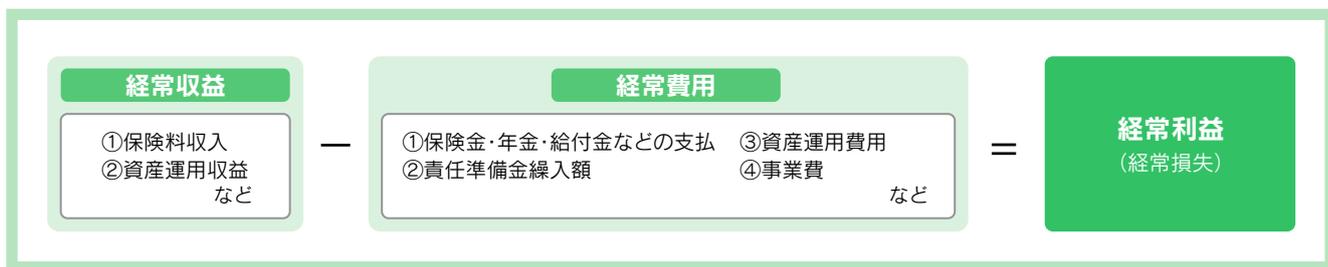
これに対して「特別損益」とは、臨時に発生する損益や固定資産の売却損益のほか、突発的に発生する利益や損失のことをいいます（22 ページ参照）。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、(1) 保険料収入、(2) 利息・配当金や有価証券の売却益などの資産運用によって

得られる収益です。

これに対して「経常費用」の主なものは、(1) 保険金・年金・給付金・返戻金などの支払、(2) 責任準備金繰入額、(3) 支払利息や有価証券の売却損、貸倒引当金繰入額などの資産運用にかかった費用、(4) 会社運営のための費用である事業費です。

「経常利益」とは、「経常収益」と「経常費用」の差額で、1 年間の事業活動の収支結果を表します。差額がマイナスの場合には、「経常損失」となります。



## 生命保険契約に直接関係する収支

### 保険料等収入（7 ページ参照）

ディスクロージャー誌では、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとの明細表（保険料明細表）があ

ります。こうした区分ごとの増減などによって会社の業績の分析ができます。

### 保険金等支払金

**保険金等支払金**は、保険金、年金、給付金、解約返戻金およびその他返戻金（契約の無効、取消、解除などによる返戻金、共同引受けの団体年金でのシェア減少による払出しなど）などの保険契約上の支払金が計上されます。ディスクロージャー誌では、保険金、年金、給付金、解約返戻金それぞれについて明細表があり、詳細な分析ができます。

保険金は、被保険者が死亡・高度障害の時、または満期まで生存した時に生命保険会社から受取人に支払われるお金のことです。

年金とは、保険料を積み立てることで契約時に定めた一定の

年齢から受け取れるお金のことで、年金を受け取る期間によって、終身年金、確定年金、有期年金などの種類があります。

給付金は、被保険者が入院した時、手術をした時などに生命保険会社から受取人に支払われるお金のことです。

解約返戻金とは、保険契約が解約された場合などに、保険契約者に払い戻すお金のことです。

なお、平成 27 年度の保険金支払総額は 12 兆 1248 億円、年金支払総額は 4 兆 8597 億円、給付金支払総額は 4 兆 965 億円となっています。

### 責任準備金繰入額（戻入額）

責任準備金（16 ページ参照）の積み立ては日常的には計算されず、決算処理において、決算日時点での適切な必要積立額が計算されます（生命保険会社の会計において、責任準備金の処理が大きなウェイトを占めていることは大きな特徴のひとつ

です）。この金額が前年度末の責任準備金の額より大きければ、その額を「経常費用」の「**責任準備金繰入額**」に計上します。逆に必要な額が前年度末より小さければ、「経常収益」の「**責任準備金戻入額**」に計上します。

## 参考

## 変額保険・変額年金保険の最低保証に係る一般勘定への責任準備金の繰入・戻入

変額保険・変額年金保険とは、運用実績によって受け取ることができる死亡保険金額や年金額が変わる保険商品です。運用実績が悪化した場合でも、運用期間中の死亡保険金や解約返戻金、運用期間終了時の運用資産額、年金受取額の総額等をあらかじめ定めた最低保証額として保険会社によりてん補される特徴を有する保険商品があります。この特徴を**変額保険・変額年金保険の最低保証**といいます。

最低保証に係る一般勘定の責任準備金とは、保険会社の変額保険・変額年金保険等の将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて積み立てている準備金です。最低保証に係る一般勘定の責任準備金を繰り入れた場合は基礎利益を減少させる要因に、また、最低保証に係る一般勘定の責任準備金を戻し入れた場合は基礎利益を増加させる要因となります。

## 資産運用関係の損益はどのように計上されるか

資産運用関係の損益がどのように計上されているか、その主なものについて見てみましょう。  
(12ページ以降の「資産」の部分をお読みください。)

## 利息及び配当金等収入

生命保険会社は、その負債の特性にあわせ、長期に安定的に収益をあげることを目指した資産運用を行います。そうした長期運用によって得られる預貯金や公社債の利息（償却原価法で

処理される有価証券の加減額も含まれます。14ページ参照）、貸付金の利息、株式の配当金、さらには不動産賃貸料などの**「利息及び配当金等収入」**は、資産運用による収益の柱といえます。

## 有価証券の売却損益と評価差額

有価証券は14ページのとおり、保有目的によって区分され、主に決算時点の時価と帳簿価額の差である評価差額の処理方法が区分によって異なります。

いずれの区分でも保有していた有価証券を売却することによって得られる利益・損失（帳簿価額と売却価額の差）は、損益計算書に計上されます（売買目的有価証券は**「売買目的有価証券運用益（損）」**（この科目は売買目的有価証券に係る全ての損益を一括して計上するものです。）に、それ以外の有価証券は**「有価証券売却益（損）」**にそれぞれ計上されます）。

評価差額については、売買目的有価証券については、損益計

算書の「売買目的有価証券運用益（損）」に計上されます。また、その他有価証券の評価差額は、原則として損益には含まれず、純資産の部に計上されます（14ページ参照）。また、売買目的有価証券以外の有価証券について、帳簿価額に比べ、時価が著しく下落した場合には評価損（**「有価証券評価損」**）を計上します（**「有価証券の減損処理」**）といえます。

なお、市場価格のある株式については監督当局の認可を受けて評価益を計上することができます（「保険業法第112条評価益」として特別利益に計上されます。22ページ参照）。

## STEP UP! 有価証券の減損処理



売買目的有価証券以外の有価証券は時価で評価されないが、時価評価されても、その評価差額は原則として損益計算書に計上されません。しかし、売買目的有価証券以外の有価証券であっても、時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められるものを除き、その時価をもって貸借対照表計上額とし、評価差額を当期の損失として処理（損益計算書に計上）しなければなりません。これを有価証券の減損処理といいます。

では、「著しく下落したとき」とは、具体的にどのくらい時価が下落した場合でしょうか。

まず、時価が帳簿価額より50%以上下落した場合は、「著しく下落したとき」として、回復可能性について合理的な反証がなければ減損処理を行わなければなりません。

次に下落率が50%未満の場合は、個々の生命保険会社において合理的な基準を設定し、「著しく下落したとき」かどうか判定することになります。ただし、下落率が30%

未満の場合は、一般的に「著しく下落したとき」に該当しないものと考えられることから、あらかじめ合理的な基準から除外することができます（もちろん30%未満の下落率でも合理的な基準として設定することができます）。

このようにして、時価が著しく下落したと判定された銘柄について、回復可能性を判定し、減損処理の要否を決定

していきます。

なお、これは時価のある有価証券の場合ですが、市場価格のない株式についても、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性についての合理的な反証がなければ、減損処理の対象となります。

■ 減損処理の要件（時価のある有価証券の場合）

下落率による区分	著しい下落の判定		減損処理の要否
50%以上	「著しく下落したとき」に該当する		回復可能性なし：減損処理必要 回復可能性あり：減損処理不要
30%以上 50%未満	合理的な基準による 著しい下落の判定	「著しく下落したとき」に該当する	減損処理不要
		「著しく下落したとき」に該当しない	
30%未満	「著しく下落したとき」に該当しない		減損処理不要

### デリバティブ取引の損益

デリバティブ取引（15ページ参照）は、時価で評価され、帳簿価額との差は、「金融派生商品収益（費用）」として、損益

計算書に計上されます（ヘッジ会計の対象となるものを除く）。また、期中に実現した損益についてもこの科目に計上されます。



デリバティブ取引を保有している資産・負債から生じる**損失を減殺する（ヘッジ）手段**として用いる場合で、一定の要件を満たすときは、ヘッジ会計を適用できます。デリバティブをヘッジ手段として用いている場合、原則どおりに会計処理を行うと、ヘッジ対象資産（負債）に関わる損益認識時期と、ヘッジ手段（デリバティブ等）の損益認識時期がずれ、ヘッジ効果を財務諸表に反映できなくなる可能性があります。このような事態の発生を防ぐために、ヘッジ対象資産（負債）とヘッジ手段との損益を同一会計期間に認識し、ヘッジ効果を財務諸表に反映する会計処理が**ヘッジ会計**です。

ヘッジ会計には、ヘッジ手段であるデリバティブ等の

損益認識をヘッジ対象資産（負債）の損益認識時点（ヘッジ終了時点）まで繰り延べる「**繰延ヘッジ**」と、ヘッジ手段の損益発生時点に合わせて、ヘッジ対象資産（負債）の損益を認識する「**時価ヘッジ**」とがあります。

また、保険会社に認められた特例として、固定金利の保険負債（責任準備金）を将来キャッシュ・フローが生じる年限別にグループ分けし、その金利変動に伴うリスクをヘッジするための、固定金利を受取り変動金利を支払う金利スワップ取引について、一定の要件のもとに、ヘッジ会計を適用することが認められています（包括ヘッジといいます）。

### 為替関連の損益

貸借対照表や損益計算書は円貨で表示するため、外貨建て資産については決算時に円貨に換算します。こうした換算や決済にあたり、為替変動による損益が発生します。この損益は、「**為替差益（損）**」に計上されます。損益計算書の表示にあたっては為替差益と為替差損の差額が計上されます。また、売買目的

有価証券の換算差額については、売買目的有価証券運用益（損）に含めて計上されます。

なお、その他有価証券の換算差額については、原則として純資産の部に計上される評価差額の構成要素となります。

## 貸付金の償却、引当

貸付先の倒産などにより回収不能となった貸付金は、資産から減額し、回収不能分を損失として計上します（**貸付金の償却**といいます）。「貸付金償却」は償却する場合に用いられる科目です。前年度以前に個別に貸倒引当金を設定している場合には、引当金の洗い替えによる戻入と貸付金償却を相殺して損益計算書に表示されます。

貸倒引当金は、資産の自己査定に基づき每期継続的に繰り入れられます（15 ページ参照）。「**貸倒引当金繰入額**」には貸倒引当金に繰り入れた金額が計上されます。損益計算書上では、[繰入額－戻入額]の差額で表示され、戻入額が上回る場合には、「**貸倒引当金戻入額**」として表示されます。

## その他

金銭の信託については、ファンドごとに、全ての損益を一括して「**金銭の信託運用益（損）**」として損益計算書に計上します。金銭の信託で運用する有価証券についても保有目的別に処理されますが、そのほとんどは売買目的有価証券です。

特別勘定に属する有価証券は、売買目的有価証券と位置付け

られ、特別勘定から生ずる全ての資産運用収益、資産運用費用が一括して「**特別勘定運用益（損）**」に計上されます。

**減価償却**（固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き）のうち投資用不動産・動産に係わるものは、「**賃貸用不動産等減価償却費**」として資産運用費用に計上されます。

## 生命保険事業を営むための経費（事業費）

**事業費**は、生命保険会社が事業を遂行していくための経費で、新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費が計上されています。事業費は一般企業における「販売費及び一般管理費」に類似します（事業費に営業用不動

産などの減価償却費や契約関係税金などを加えると「販売費及び一般管理費」に相当します）。5 ページのとおり、保険料には予定事業費が組み込まれています。

## 臨時的な損益（特別損益）

「**特別損益**」とは、臨時に発生する損益や固定資産の売却損益などのことです。「特別損益」の中には、「特別利益」「特別損失」が表示されており、「経常利益」と合算されて「税引前当期純剰余（税引前当期純利益）」となります。特別損益に計上される主な項目は次のとおりです。

「**固定資産等处分益（損）**」には、土地・建物といった不動産や動産などの資産を処分した際の帳簿上の価額との差（利益または損失）を計上しています。

特別損失の欄の「**価格変動準備金繰入額**」とは、価格変動準備金に対する繰り入れの額です。価格変動準備金とは、株式などの価格変動が生じ得るものに対して、毎年一定範囲内で積み立てることが義務付けられているもので、株式などの価格が下

落し、評価損等が発生した場合などに取り崩して損失を補填するものです（26 ページ参照）。取り崩した場合は、特別利益の欄に「**価格変動準備金戻入額**」が記載されます。

また、有価証券の評価益の計上は、売買目的有価証券のみに認められています。しかし、会社法の特例として、保険業法第 112 条の規定により、責任準備金や配当準備金として積み立てることを条件に、市場価格のある株式については監督当局の認可を受けたくて、評価益を計上することができます。これを「**保険業法第 112 条評価益**」といい、特別利益に計上されます。

なお、不動産などの固定資産について**減損会計**が適用され、資産の価値が帳簿上の価額を著しく下回り、投資額が回収できないと判断されたときに、「**減損損失**」が特別損失の欄に計上されます。

## STEP UP! 固定資産の減損会計



固定資産の減損会計は、不動産等の固定資産の市場価格が帳簿価額を著しく下回った場合等に、その資産から将来生ずると見込まれるキャッシュ・フローを算出し、投資額が回収できないと判断される場合に損失処理を行うものです。よって含

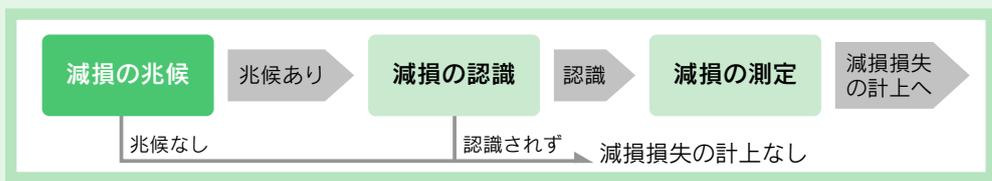
み損がある固定資産であっても、収益性があり、将来投資額の回収が見込まれるものについては減損の対象とはなりません。

固定資産の減損会計の適用にあたっては、以下のような手順で行われます。

次のページへ続く ▶

- ①**資産のグルーピング** …………… 減損会計処理を行う単位を決定するために資産のグルーピングを行います。資産のグルーピングは、他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行います。
  - ②**減損の兆候の有無を判定** …… 固定資産に減損が生じている可能性を示す兆候の有無（例：市場価格の著しい下落等）を判定します。兆候が見られる場合は、減損損失を認識すべきかどうかの判定を行います。
  - ③**減損損失の認識** ……………… 減損の兆候がある固定資産について、その資産から生み出される将来のキャッシュ・フロー（例：賃貸用不動産からの収益）の総額と固定資産の帳簿価額との比較を行います。将来のキャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の測定を行います。
  - ④**減損損失の測定** ……………… 減損損失を認識すべきであると判定された固定資産について、帳簿価額を回収可能価額※まで減額し、差額を減損損失として計上します。
- ※回収可能価額：「正味売却価額」と「使用価値（将来のキャッシュ・フローの割引現在価値）」のいずれか高い方の金額

■ 減損の判定フロー概要



## 契約者への配当

損益計算を経て剰余（利益）が計算されます。生命保険事業から発生した剰余（利益）は、相互会社の場合は契約者に、株式会社の場合は株主に配当として還元され、また、保険事業継続に必要な内部留保にも配分されます。

次のページ「相互会社と株式会社」に記載のとおり、株式会社の場合、契約者への配当財源に繰り入れる金額は、損益計算書上「**契約者配当準備金繰入額**」として表示されます。一方で、相互会社の場合は、契約者（＝社員）への配当金は、総代会の決議によって正式に決定されます。つまり、損益計算書上は、社

員配当準備金は記載されず、総代会における「剰余金処分に關する決議書」によって社員配当準備金への繰り入れがなされます。

相互会社の社員配当準備金などへの繰り入れは、法令により、剰余金（から基金利息、損失填補準備金および基金償却積立金への繰入額を控除した額）の20%以上であることが必要となっています。

配当金は、各契約の剰余金への貢献度に応じて支払われます。その公平性を確保するため、法令で配当の割り当て方式が規定されています。

## STEP UP! 有配当保険と無配当保険



生命保険には、大きく分けると配当の分配がある保険（**有配当保険**）と、分配がない保険（**無配当保険**）があります。さらに、有配当保険には、「毎年の決算において、3つの予定率と実際の率との差によって生じる損益を集計し、剰余が生じた場合に、配当金として分配する仕組

みの保険（**三利源配当タイプ**の保険）」、「予定利率と実際の運用成果との差によって生じる損益を一定年数ごとに通算し、剰余が生じた場合に、配当金として一定年数ごとに分配する仕組みの保険（**利差配当タイプ**の保険）」などがあります。



また、毎年配当を分配する「毎年配当型」や5年ごとに配当を分配する「5年ごと配当型」などがあり、配当

には、長期間継続して死亡や満期などにより消滅した契約などに分配される「**特別配当**」などもあります。

参考

相互会社と株式会社

**相互会社**とは、保険業法で保険会社にのみ設立が認められた会社形態です。相互会社の場合、株主が存在せず、ご契約者一人ひとりが会社の構成員（社員）になるなど、

**株式会社**と異なる点があります（ご契約者の保険契約上の権利義務はどちらの会社でも違いはありません）。

	相互会社	株式会社
性質	保険業法に基づき設立された中間法人	会社法に基づいて設立された営利法人
資本	基金（基金抛出者が抛出）	資本金（株主が出資）
構成員	社員＝保険契約者※	株主
意思決定機関	社員総会（総代会）	株主総会

※定款で社員としない旨が定められた保険契約の契約者を除く。

相互会社と株式会社では、契約者への配当についての決算上の処理が異なります。相互会社の場合、利益は剰余金と表され、契約者への配当（社員配当）は、意思決定機関である**社員総会（総代会）**での剰余金の処分を決議することによって実施されます。したがって損益計算書には表示されません（「**剰余金処分に関する決議書**」で表示されます）。

株式会社の場合は、契約者への配当は、損益計算書上

の支出項目（契約者配当準備金繰入額）として表示されます。よって最終的な利益（剰余）を見る場合にはこの点について考慮することが必要です。

また、相互会社の「純資産の部」は、基金（株式会社の「資本金」にあたる）、保険業法に定められる損失填補準備金（株式会社の「利益準備金」にあたる）、基金償却積立金など相互会社固有の資本項目となっています。

キャッシュ・フロー計算書

一般事業会社における**キャッシュ・フロー計算書**とは、企業の現金の受取と支払の状況を示す**資金収支表**のことで、「営業活動」、「投資活動」、「財務活動」の3つのキャッシュ・フローから構成されています。

これに対し、生命保険会社のキャッシュ・フロー計算書は、保険収支と資産運用業務から生じるキャッシュ・フローが表裏一体であるという生命保険会社の事業活動の特性を考慮し、次のように、表示の調整を図っています。

- 「投資活動によるキャッシュ・フロー」を資産運用活動によるキャッシュ・フローとそれ以外に区分し表示

- 「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「資産運用活動によるキャッシュ・フロー」の合計額を表示

また、この章のはじめで説明したとおり、生命保険会社では、保険料をお預かりしてから、保険金等をお支払いするまでに、一般的に、長期のタイムラグが生じます。単年度の資金収支を表すキャッシュ・フロー計算書で生命保険会社の業績等を判断する場合には、このような点を考慮する必要があります。

包括利益計算書

平成 22 年度決算より、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みの一環として、新たな利益の概念である**包括利益**（38 ページ参照）が連結財務諸表において開示されることとなりました。包括利益は純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分です。純資産に対する持分所有者には新株予約権の所有者や子会社の非支配株主も含

まれます。

包括利益は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益、また為替換算調整勘定などで構成される「その他の包括利益」と「親会社に帰属する当期純剰余（親会社株主に帰属する当期純利益）」および「非支配株主に帰属する当期純剰余（純利益）」（当期純剰余（純利益））の合計です。